

寄附金控除について

個人寄附の場合

当財団は平成 27 年 10 月 26 日付けで税額控除の証明を受けました。

これにより当財団に対する個人の方からのご寄附は、新たな税額控除制度により従来の「所得控除」に加え「税額控除」のどちらか一方の選択ができるようになりました。

《所得控除適用》

寄附金額（総所得金額の 40%が限度）－2,000 円＝所得控除額

《税額控除適用》

（寄附金額（総所得金額の 40%が限度）－2,000 円）×40%＝税額控除額（所得税額の 25%が限度）

法人寄附の場合

一般の損金算入限度額と別枠で損金算入が認められます。

- ・ 一般の寄附金に係る損金算入限度額

（資本金等の額×当期の月数/12×0.25%＋所得金額×2.5%）×0.25

- ・ 公益財団法人等の寄附金に係る損金算入限度額

（資本金等の額×当期の月数/12×0.375%＋所得金額×6.25%）×0.5

※寄附金控除制度の詳細については、お近くの税務署等にお問い合わせください。